

398. 誘導障害の防止②・電磁障害の防止・発電所の施設(電技①)

＜機械器具等からの誘導障害の防止＞

機械器具等は次のように施設しなければならない ※ただし、造営物内(下記②を除く)、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼす恐れが無いように施設する場合は、除かれる ①変圧器等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止:変圧器等(発電所、変電所、開閉所および需要場所以外の場所に施設する変圧器、開閉器および分岐装置)から発生する磁界は、商用周波数において $200\mu\text{T}$ 以下である事 ②変電所等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止:変電所等(変電所または開閉所)から発生する磁界は、商用周波数において $200\mu\text{T}$ 以下である事 ③電線路からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止:発電所、変電所、開閉所および需要場所以外の場所に施設する電線路から発生する磁界は、商用周波数において $200\mu\text{T}$ 以下である事

磁界の測定方法(解釈第31条、39条、50条)…。磁界が均一である場合:地表等から1mの高さで測定した値を測定値とする。磁界が不均一である場合:地表等から0.5m、1mおよび1.5mの高さで測定し、3点の平均値を測定値とする

＜電気設備からの電磁障害の防止＞

電気機械器具は、無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を及ぼす高周波電流を発生する恐れが有る場合には、これを防止するための対策を施さなければならない→例:けい光放電灯や使用電圧が低圧であり、定格出力が1kW以下の電気ドリル・ヘアドライヤー・電気掃除機などの交流直巻電動機は、解釈第155条で適当な箇所にコンデンサを設けるよう規定されている

＜発電所の施設＞

第1条(用語の定義) 三:「発電所」とは発電機、原動機、燃料電池、太陽電池その他の機械器具(電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第2項に規定する小出力発電設備、非常用予備電源を得る目的で施設するもの、及び電気用品安全法(昭和36年法律第234号)の適用を受ける携帯用発電機を除く。)を施設して電気を発生させる所という 四:「変電所」とは、構外から伝送される電気を構内に施設した変圧器、回転変流機、整流器その他の電気機械器具により変成する所であつて、変成した電気をさらに構外に伝送するものをいう

・発電所:電技では発電所建物の在る構内のみを指し、電気事業法ではダム、水路の発電用水力設備を含む

